

1. 障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会がまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に沿って検討を進めて下さい。
2. サービス利用計画の報酬単価は、相談支援事業所が安定して運営できる報酬単価に改定して下さい。
3. 聴覚障害者が必要とするコミュニケーション支援の加算を設けて下さい。
現行の「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を聴覚障害者一人から適用できるようにして下さい。
4. 平成 21 年度の改訂において、「介護福祉士等の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて、報酬上の評価を行う」とされましたが、この「資格保有者」に「手話通訳士（者）有資格者」を含めて下さい。
5. 日中活動に適用されている「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」をグループホーム・ケアホームにも適用してください
6. グループホーム・ケアホームにも、日中ヘルパー派遣が利用できるよう制度の見直しをおこなってください。
7. グループホーム・ケアホームの情報設備の充実を図るための補助金の整備を図ってください。
8. 通院や入院の際に手話ができるホームヘルパーの利用を施設入所者および在宅者全員に認めて下さい。
9. 入院・外泊時加算の期間を延長（現状は 8 日間を限度）、施設入所支援については月額払いとして下さい。

以上

1. 障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会がまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に沿って検討を進めて下さい。
2. サービス利用計画の報酬単価は、相談支援事業所が安定して運営できる報酬単価に改定して下さい。
3. 改正された障害者基本法において「言語（手話を含む）その他の意思疎通の手段の選択の機会を確保」することが基本理念に入りました。これを踏まえて聴覚障害者が必要とするコミュニケーション支援の加算を設けて下さい。
現行の「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」（視覚・聴覚言語障害者が30%以上いる事業所において、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置することに対する加算）を聴覚障害者一人から適用できるようにして下さい。
4. 平成21年度の改訂において、「介護福祉士等の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて、報酬上の評価を行う」とされましたが、この「資格保有者」に「手話通訳士（者）有資格者」を含めて下さい。
5. グループホーム・ケアホームの入居者（ろう重複障害者）に対して、土曜、日曜、夜間等に、手話をはじめ様々なコミュニケーション手段について専門性を有する職員が、生活支援や相談・助言を行っています。そのため、日中活動に適用されている「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」をグループホーム・ケアホームにも適用してください。
6. グループホーム・ケアホーム入居者（重度のろう重複障害者）が体調不良等により日中活動の場（事業所）に通所することができない場合でも、安心してホームで過ごすことができるようグループホーム・ケアホームにも、日中ヘルパー派遣が利用できるよう制度の見直しをおこなってください。
7. グループホーム・ケアホームの情報設備の充実を図るための補助金の整備を図ってください。とくにフラッシュランプや電光文字表示等の情報設備の設置をおこなう場合は、設置に必要な費用を国として補助するか、日常生活用具交付の対象にグループホーム・ケアホーム利用者を含めてください。
8. 通院や入院の際に手話ができるホームヘルパーの利用を施設入所者および在宅者全員に認めて下さい。ろう重複障害者の場合、一定の情報提供があれば落ち着いて入院・治療が受けられる方もいます。しかし、病院に通訳者が設置されていないため、入院を断られる場合もあります。

9. 入院・外泊時加算の期間を延長（現状は8日間を限度）、施設入所支援については月額払いとして下さい。

理由

入院・外泊等における減算（日割り計算）」は施設経営にとって、大きな打撃となっています。高齢化・重度化に伴い、ますます入院等による減収が予測されます。利用者の高齢化とともに家族の高齢化・不在が顕著になり、入院時等の家族の付添・協力は期待できず、職員が対応せざるを得ないのが現状です。